

令和6年度 函館市交通安全実施計画

～ 交通事故のない社会をめざして ～



令和6年7月

函館市交通安全対策会議

■ はじめに

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第4項の規定により、第11次函館市交通安全計画に基づき、陸上交通の安全に関し、令和6年度に講ずべき施策等について、定めたものです。

目 次

<u>1 道路交通環境の整備</u>	
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2) 交通安全施設等整備事業の推進	3
(3) 災害に備えた道路交通環境の整備	4
(4) 総合的な駐車対策の推進	4
(5) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	4
<u>2 交通安全思想の普及徹底</u>	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	5
(2) 交通安全施設の利用による交通安全教育の推進	6
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	7
<u>3 安全運転の確保</u>	
(1) 運転者教育等の充実	8
(2) 安全運転管理の推進	8
(3) 高齢運転者対策の充実	9
<u>4 冬季に係る道路交通の安全</u>	10
<u>5 救助・救急活動の充実</u>	
(1) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実	11
<u>6 被害者支援の充実と推進</u>	
(1) 自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底	12
(2) 公共交通事故被害者への支援	12
<u>7 軌道交通の安全</u>	
(1) 軌道交通環境の整備	13
(2) 安全な運行管理体制の確保	13
(3) 電車車両の安全性の確保	13

1 道路交通環境の整備

関係機関・団体等が連携し、幹線道路と生活道路の両面における対策に加え、少子高齢化が一層進展するなかで、子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全で安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備を強化します。

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も深刻化しています。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、市街地の幹線道路等において、歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進します。

① 新設・改築による道路交通環境の整備

ア 国土交通省北海道開発局函館開発建設部実施事業

<道路改築事業>

路線名	施行箇所	事業内容
国道 278 号 (尾札部道路)	豊崎町 大船町	道路改築 (本工事)

イ 北海道渡島総合振興局

<道路改良事業>

路線名	施行箇所	事業内容
赤川函館線	赤川町	歩道新設 (本工事)

<街路整備事業>

路線名	施行箇所	事業内容
3・4・47 文教通	高丘町 榎本町	道路改築 (本工事・用地補償および物件補償)
3・3・20 放射 2 号線	赤川町	道路改築 (本工事・用地交渉)
3・3・24 中環状線外	湯川町	道路改築 (本工事)

ウ 函館市土木部実施事業

<歩道造成事業>

路線名	施行箇所	事業内容
桔梗川中通	桔梗 5 丁目 17 ～桔梗 4 丁目 19	L =81.9m
西桔梗中央線	西桔梗町 781	L =139m
千代台 13 号線	千代台町 11～19	L =249m
日吉が丘通 2 号	日吉町 3 丁目 12～13	L =80m
昭和 4-11 号線	亀田港町 25～4	L =225m

<街路整備事業>

路線名	施行箇所	事業内容
日吉中央通	日吉町 1 丁目 日吉町 4 丁目 湯川町 2 丁目	道路築造 L =22m 測量調査一式 用地買収および補償一式

エ 函館市港湾空港部実施事業

<臨港道路整備事業>

路線名	施行箇所	事業内容
北ふ頭 6 号線	港町 1 丁目 34～浅野町 4	二次改築 L =258m

(2) 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、特に、交通の安全を確保する必要がある道路や施設等については、各道路管理者が整備を推進します。

① 道路管理者の実施予定事業

道路管理者 各事業	函館開発建設部	渡島総合振興局	函館市	合計
歩道 (m)	—	—	774.9	774.9
自転車歩行者道 (m)	—	—	—	—
交差点改良 (箇所)	—	—	9	9
区画線 (km)	110.4	—	3.1	113.5
防護柵 (m)	—	—	151.0	151.0
道路標識 (本)	—	—	2	2
案内標識 (本)	—	—	4	4
道路照明 (基)	3	—	8	11
道路反射鏡 (本)	1	—	11	12

各事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第2条第3項第2号の規定によるものであり、下記のとおり区分されます。

- イ 横断歩道（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は特に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行う歩道若しくは自転車道の設置その他の道路の改築で政令に定めるものに関する事業。
- ロ 道路標識、さく、街灯その他政令で定める道路の付属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業。

② スクールゾーン・幼児ゾーン警戒標識設置予定（函館市実施事業）

区分	事業内容	
スクールゾーン	設置箇所	2 箇所
	本数	2 本
幼児ゾーン	設置箇所	1 箇所
	本数	1 本

(3) 災害に備えた道路交通環境の整備

災害発生時において、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

① 情報等の改善

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけの新たな運用 ・大雨特別警報（浸水害）、大雨警報（浸水害）、大雨注意報、洪水警報・注意報の指標の改善

② 気象等の解説および知識の普及・啓発

事業内容
・各種講演，講義，学校防災教育等への講師派遣および資料提供

(4) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑化を図り，都市機能の維持および増進に寄与するため，道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

① 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

ア 違法駐車等防止重点地域の巡回調査活動の予定（市交通安全課）

調査日数	確認車両
2 日	7月・9月実施予定

(5) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

都市における良好な生活環境づくりを図るため，都市公園等の整備を推進し，さらに，公立の小学校，中学校の開放を推進します。

① 市立小・中学校の学校開放予定

区分	学校数	スポーツ開放	文化開放
小学校	38校	34校	7校
中学校	18校	12校	4校
義務教育学校	1校	1校	—
合計	57校	47校	11校

② 梁川交通公園の入園者数（見込み）

入園者数	遊具利用（延人数）		
	動力式ゴーカート	足踏み式ゴーカート	自転車
35,352人	68,122人	9,385人	11,355人

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等に基づき、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の実施のほか、高齢社会が進展するなかで、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を理解したうえで高齢者を保護し、地域ぐるみで高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化します。

また、自転車を使用することが多い小学生、中学生および高校生に対しては、交通社会の一員であることを認識させ、自転車利用に関する道路交通の基礎知識や交通安全意識、交通安全マナーに係る教育の充実を図り、将来の運転者教育の基礎となるよう指導を強化します。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育（市交通指導員）

認定こども園等においては、日常の教育・保育活動のあらゆる場면을捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。

交通安全教育にあたっては、紙芝居や視聴覚教材等を利用した分かりやすい指導に努めます。

ア 交通安全教室の開催予定

区 分	認定こども園等	その他	合 計
実施回数	400回	70回	470回
参加人員	16,000人	900人	16,900人

※認定こども園等 ～ 認定こども園，認可保育所，幼稚園

※その他 ～ 認可外保育施設（事業所内保育施設を含む。），子育てサロン等

② 児童・生徒等に対する交通安全教育（市交通指導員）

小・中学校，高等学校においては、歩行者としての心得，自転車の安全な利用，自動車等の特性，危険の予想と回避，標識等の意味，交通ルールの意味および必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

ア 交通安全教室の開催予定

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	児童館等	合 計
実施回数	200回	10回	10回	10回	10回	240回
参加人員	9,400人	1,000人	3,900人	100人	200人	14,600人

③ 成人等に対する交通安全教育

運転者として社会的責任の自覚，安全運転に必要な知識と技能，危険予測・回避の能力の向上，交通事故被害者等の心情等，交通事故の悲惨さに対する理解および交通安全意識・交通マナーの向上をめざします。

ア 研修会等の開催予定

- ・交通安全指導員研修会の開催（函館市交通安全指導員会） 令和7年2月
- ・各機関，団体による交通安全教室の実施（地域・事業所等）随時

④ 高齢者等に対する交通安全教育（市交通指導員）

加齢によって生じる身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響等を理解し，自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう，道路および交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能および交通ルール等の知識を習得することをめざします。

ア 交通安全教室の開催予定

区 分	老人クラブ・町会等 交通安全教室	高齢者 啓発指導	合 計
実施回数	20回	70回	90回
参加人員	500人	2,800人	3,300人

(2) 交通安全施設の利用による交通安全教育の推進

子どもたちが，楽しみながら交通ルールを学ぶことができる梁川公園内交通公園施設の利用促進を図るとともに，体験型の交通安全教室を開催するなど，施設を活用した交通安全教育を推進します。

① 梁川交通公園での交通安全教室の開催予定（市交通指導員）

区 分	こども園	小学校	合 計
実施回数	17回	2回	19回
参加人員	425人	50人	475人

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者および自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報活動を推進するとともに、関係機関・団体等と連携しながら、反射材の活用を促進します。

ア 交通安全教室・啓発での交通安全用品の配布予定数

- ・夜光反射材 18,000枚
- ・リーフレット 14,000枚

※市民部交通安全課（市役所4階）および各支所においては、随時配布

イ 新入学児童に対し交通安全用品の寄附採納および配布（令和7年3月）

- ・ランドセルカバー 寄附者 生活協同組合コープさっぽろ
- ・黄色いワッペン 寄附者 株式会社みずほフィナンシャルグループ
ほか3社

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図るとともに、歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図ることが必要であり、講習や広報啓発などによる運転者教育等の充実を図ります。

また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、自主的な安全運転管理対策の推進および自動車運送業者の安全対策の充実を図ります。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識および技能を身につけたうえで、安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時や取得後においては、特に実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行います。

① 運転者に対する再教育等の実施予定（函館運転免許試験場取扱数）

区 分	更新時講習	高齢者講習	合 計
講習回数	2,160 回	—	2,160 回
受講者数	43,278 人	18,660 人	61,938 人

② 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の実施予定 （独立行政法人自動車事故対策機構）

区 分	バス	ハイヤー・タクシー	個人タクシー	トラック	合計	自家用
受診者数	250 人	300 人	40 人	1,300 人	1,890 人	90 人

(2) 安全運転管理の推進

安全運転管理者および副安全運転管理者に対する講習の充実等により、これらの者の資質および安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう指導します。

① 安全運転管理者講習会（北海道警察函館方面本部）

- ・実施予定回数 10回

② 事業用自動車の運行管理者の専任および講習実施予定 (独立行政法人自動車事故対策機構)

区 分	事業者数	選任者数	受講者数	受講率
バ ス	—	—	80 人	14.3%
ハイヤー・タクシー	—	—	80 人	14.3%
トラック	—	—	400 人	71.4%
合 計	—	—	560 人	100.0%

※受講義務については、営業所で事故が無い場合、2年に1回である。

(3) 高齢運転者対策の充実

函館市内に在住する 65 歳以上の高齢ドライバーを対象に、交通事故防止や事故発生時の被害軽減を目的として、国の性能認定を受けた後付けの安全運転支援装置の購入・設置に係る費用の一部を助成します。

① 高齢者安全運転支援装置設置事業費補助制度 (市交通安全課)

- ・ 補助金額 購入、設置費用の2分の1の額 (上限額2万円)
- ・ 予算額 2,000千円 (100件×@20,000)

4 冬季に係る道路交通の安全

積雪寒冷地における冬季交通は、路面や気象など交通環境が夏季とは大きく異なることから、冬季に対応する道路交通環境については、交通の確保や交通安全等の観点から関係機関が連携し、その特性に対応した整備を図ります。

① 除排雪の推進等

区 分		除雪		排雪
		車道	歩道	車道
国道	路線数	8 路線	6 路線	3 路線
	事業量	126.2 km	89.7 km	15.2 km
道道	路線数	31 路線	29 路線	21 路線
	事業量	205.5 km	210.9 km	54.0 km
市道	路線数	4,586 路線	161 路線	321 路線
	事業量	1,133.5 km	116.6 km	274.8 km

5 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図るとともに、交通事故に即応し被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制および救急医療体制の充実を図ります。

(1) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員および救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を図ります。

区 分	内 容	研修日数	研修人数
救急救命士の養成	救急救命東京研修所	182 日	2 人
		189 日	1 人
救急隊員の専科教育	北海道消防学校救急科	41 日	10 人
		—	—

6 被害者支援の充実と推進

交通事故により多大な肉体的、精神的および経済的打撃を受けた交通事故被害者等を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 自動車損害賠償保障制度に係る無保険(無共済)車両対策の徹底

自賠責保険(自賠責共済)の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く市民に周知するとともに、街頭における監視活動等により注意喚起し、無保険(無共済)車両の運行の防止を徹底します。

① 自賠責保険(共済)の加入率向上のための個別指導、街頭指導等の実施

- ・実施予定回数 25回

(2) 公共交通事故被害者への支援

国の機関等との連携のもと、支援制度の周知を図り、公共交通事故被害者等への支援を推進します。

① 遺児手当の支給

- ・対象人数 延べ432人

7 軌道交通の安全

軌道事故は、ひとたび発生すると、多数の死傷者を生じる恐れがあることから、安全な運行の確保や利用者等に関係する事故を防止するため、諸施策を推進することにより、軌道事故の発生を防止します。

(1) 軌道交通環境の整備

軌道交通の安全な運行と定時性等を確保するため、引き続き安全地帯およびその他保安施設の整備を推進するとともに、電車の基盤である軌道や電路等の計画的な改良に努めます。

区 分	事業内容
軌道改良事業	深堀町～駒場車庫前 163.2m
軌道舗装改良工事	堀川町～千代台町 130.0m
安全地帯改良事業	十字街停留場・末広町停留場

(2) 安全な運行管理体制の確保

乗務員および技術職員等の資質の維持・向上を図るため、非常時における適切な緊急対応に関する研修など、職員の教育訓練や研修の充実に努め、安全に係る情報の共有や安全意識および安全管理の一層の向上に努めます。

区 分	実施回数	受講者数（延べ人数）
安全マネジメント研修	6回	50～60人
災害総合訓練	1回	50～60人
添乗指導	5回	190～220人
事故防止研修	7回	70～80人
電車主席研修	2回	7人
施設課（職員・主査・考査）研修	3回	11人
冬期運転研修	5回	70～80人
脱線復旧訓練	1回	11人

(3) 電車車両の安全性の確保

電車の安全性の維持・向上を図るため、車両主要部分の故障箇所等の履歴管理を徹底するとともに、冬季間における凍結故障防止等の対策に努め、車両故障等の予防を推進します。

- ・車体改良予定 1両

発行：函館市交通安全対策会議

（事務局：函館市市民部交通安全課）

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL：0138-21-3191 FAX：0138-21-3195

E-mail：kotsuanzen@city.hakodate.hokkaido.jp